

令和 5 年 度

令和 2 年 7 月豪雨に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9 月定例会付託案件 1
 - 1. 所管事務調査 7
-

令和 5 年 9 月 2 5 日（月曜日）

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和5年9月25日 月曜日

午前10時01分開議

午前11時05分開議（実時間60分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第75号・財産の無償譲渡について
（坂本町中津道に存する建物及びこれに
附属する家具、備品一式）
1. 議案第77号・契約の締結について（村
平橋災害復旧工事（R2災第4628
号））
1. 所管事務調査
・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（坂本支所等整備に係る進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	金子昌平君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	田方芳信君
委員	谷川登君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部

生涯学習課長
（公民館館長兼務） 高崎博文君

総務企画部

坂本支所災害復旧課長 一美晋策君

財務部

契約検査課長 角田浩二君

契約検査課長補佐 高田裕樹君

建設部

復興整備課長 坂井宏全君

復興整備課復興整備係長 米田真君

○記録担当書記

松崎広平君

緒方康仁君

（午前10時01分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第75号・財産の無償譲渡について（坂本町中津道に存する建物及びこれに附属する家具、備品一式）

○委員長（上村哲三君） それでは、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第75号・坂本町中津道に存する建物及びこれに附属する家具、備品一式にかかる財産の無償譲渡についてを議題とし、説明を求めます。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（高崎博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）生涯学習課の高崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第75号・財産の無償譲渡について、着座にて説明させていただきます。失礼します。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（高崎博文

君) 議案書は15ページと16ページになります。また、本議案関連の資料、建物の写真を配付しておりますので、タブレットにて併せて御覧ください。

議案第75号・財産の無償譲渡につきまして、令和2年7月豪雨で被災しました坂本町の中津道・三坂地区の自治公民館に代わる、みんなの家について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするのでございます。

譲渡する財産は、八代市坂本町中津道300番地に所在します、木造平屋建て、延べ床面積60.87平方メートルの建物と、それに附属する家具、備品一式です。

譲渡の相手方は、認可地縁団体であります中津道自治会でございます。

譲渡する財産、みんなの家は、日本財団の支援事業の一つとして、被災者再建やコミュニティー形成を図ることを目的として整備された集会施設で、財団の基金を活用し、一般財団法人熊本県建築住宅センターが建設し、建設後に本市へ無償譲渡されたものです。

令和2年7月豪雨では、本市と人吉市、球磨村の合わせて9か所に、公民館型みんなの家が整備されることとなっています。

本市では、自治会が所有します、自治公民館が被災しました中津道・三坂地区及び藤本・大門地区について、県を通じてみんなの家の整備の申請を行いました。幸いにも2か所とも採択され、地域の方々と、設計者、施工者が話し合いを重ね、去る6月27日に中津道・三坂地区みんなの家が完成し、市に寄贈していただいたところ です。

自治会との譲渡契約に際しましては、原則として、建物を地域活動の目的外に使用しないこと、第三者に譲渡しないことなどの条件を付すこととしております。

なお、譲渡しますみんなの家に係る土地につ

いてはこれまでどおり市が所有し、自治会へは普通財産の無償貸付けを予定しております。

また、藤本・大門地区のみんなの家につきましては、8月末に完成いたしまして、市に寄贈いただいておりますので、事務処理が完了後、速やかに同様の手続を経まして、地元自治会への譲渡手続を進める予定でござい ます。

説明は以上です。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) ありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第75号・坂本町中津道に存する建物及びこれに附属する家具、備品一式に係る財産の無償譲渡については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時07分 小会)

(午前10時09分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

◎議案第77号・契約の締結について(村平橋災害復旧工事(R2災第4628号))

○委員長(上村哲三君) 次に、議案第77号・村平橋災害復旧工事(R2災第4628号)に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○坂本支所災害復旧課長（一美晋策君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）坂本支所災害復旧課の一美でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第77号・契約の締結について、まず、私のほうから工事関係について、その後、契約検査課角田課長より、入札・契約関係についての説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○坂本支所災害復旧課長（一美晋策君） 失礼します。

議案書の21ページをお願いいたします。

別資料で、右上に委員会資料、表題としまして、契約の締結について・村平橋災害復旧工事（R2災第4628号）に関する資料に基づき、説明をさせていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

まず、初めに、工事概要について説明いたします。

番号、令和5年度復災橋第1号。件名、村平橋災害復旧工事（R2災第4628号）。工事場所、八代市坂本町川嶽です。

契約の相手方は松本土建合資会社で、契約の相手方住所は熊本県八代市日奈久大坪町843番地1です。

契約金額は1億9800万円で、契約予定工期は、議決日から令和6年3月29日までとし、財務省並びに本市議会の繰越し承認後に、令和6年9月30日までとする予定としております。

工事の目的は、令和2年7月豪雨により被災した村平橋の復旧を行うものです。

工事の概要は、施工延長87.6メートル、補強土壁工675平米、ブロック積工23平方

メートル、舗装工257平方メートル、防護柵工146メートル、仮設道路撤去一式となっております。

次に、資料の3ページの位置図を御覧ください。

工事場所は、鎌瀬橋から球磨川左岸を上流方向へ走っております、市道鎌瀬・瀬戸石線から瀬戸石集落へと続く市道瀬戸石線へ入った場所に位置し、肥薩線をまたぐためにかけられている橋梁が村平橋となります。

資料の4ページから6ページは被災状況写真となります。令和2年7月の豪雨で球磨川が増水し、流水により橋台及び取付け擁壁の基礎部が洗掘されたものです。

橋台の基礎部においては、橋台の沈下・転倒による上部工や橋脚への被害の拡大が懸念されたため、応急復旧工事にてコンクリート充填を行い、復旧済みであります。

擁壁部につきましては、洗掘に伴う沈下・転倒により大きなひび割れやずれが発生しており、背面土砂が吸い出しにより緩んでいるものと考えられ、安全な通行を確保できないことから、橋梁を通行止めとしております。なお、現在は、肥薩線上に仮設道路を設置して、瀬戸石集落への通行を確保しているところであります。

今回の復旧工事では、既設擁壁を撤去し、新たに補強土壁工にて擁壁の復旧を行うことで橋梁通行の安全を確保し、被災以前同様の通行が可能となります。

次に、資料7ページから10ページは、工事設計図面としております。

繰り返しになりますが、既設擁壁を撤去し、新たに補強土壁工にて復旧する計画としております。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（角田浩二君） おはようござ

います。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の角田でございます。よろしくお願いいたします。

工事関係の説明に引き続きまして、入札・契約関係につきまして、着座にて御説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○契約検査課長（角田浩二君） それでは、資料の11ページをお願いいたします。

まず、初めに、1、競争入札に関する事項につきまして説明いたします。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和5年6月8日に制限付一般競争入札に付すことを公告をいたしました。ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることでございます、具体的な内容につきましては、この後、2のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、2、競争入札に参加する者に必要な資格の主な要件といたしましては、八代市建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、その共同企業体の構成員の数を2者または3者とし、代表構成員が本市の有資格者名簿における土木一式工事の格付A級の登録業者で、その他の構成員が同じく土木一式工事のAまたはB級の登録業者であり、全ての構成員が市内に営業所を有するものとしております。

また、代表構成員につきましては、過去15年間の県内の公共工事において、元請として土木一式工事を施工した実績がある者としております。

さらに、配置技術者に関しましては、1級土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者か、土木一式工事の監理技術者を専任で配置することを要件としております。

なお、本件は、令和4年9月14日に、ただいま御説明いたしました要件にて制限付一般競

争入札として公告し入札を行いました、応札がなく、不調となりました案件でございます。

そこで今回、入札を行うに当たりまして、本件が地元から早急な復旧・復興を求められていること、また、復旧復興工事に係る発注件数も増加しており、事業者・技術者が不足している状況となっていることなどを勘案し、早期の工事着手・完了を図るため、建設工事共同企業体に加え、（2）のとおり、単体有資格業者として、八代市工事入札参加者資格審査格付要領に基づき、本市の有資格者において土木一式工事の格付がA級であり、市内に本社・本店などの主たる事業所を有する者を参加できるものとしております。

実績及び配置技術者に関する要件につきましては、建設工事共同企業体と同等といたしております。

最後に、3、開札及び結果につきましては、公告日の翌日から、資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法で定める公告・見積り期間を経た6月29日に開札を行った結果、3者より入札がございまして、松本土建合資会社が1億8000万円で落札されており、予定価格に対する落札率は98.58%でございます。

なお、契約金額については、落札額に消費税を加算いたしました1億9800万円で、議会の議決をいただいたときに本契約となる条件を付した仮契約を7月11日に締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議の方、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 一美課長に、この今の写真をずっと見ておられますと、大変な、工期は余裕も90日ということでありますよね。この

ような、私たちが初めてみる、これも、現場に
いってないんですけども、大変な工事かなと思
うんですね。大変な工事かなと思うし、同時
に雨期時期をやっぱし避けないかなとかない
という気持ちもあるんですけども、その余裕の90
日間でいいのかなという、その状況を見てから
と思うんですけども、そこらあたりはどうなん
ですか。専門家としてから、聞かせてくださ
い。

○坂本支所災害復旧課長（一美晋策君） 今、
山本委員のほうから、余裕工期と渇水期の工期
の絡みが、というような御質問があったかと思
いますが、一応、契約検査課長のほうからもち
ありましたように、今、工事が非常に立て込んで
おりまして、技術者の配置等々が一緒に難しい
状況でございます。

この案件につきましては、一応、特殊工法、
国土交通省の特殊工法で認められた工法で、従
来工法に比べて工期も早く施工できるというよ
うな認識でおりますので、一応、余裕工期90
日をとった場合であっても、9月30日、渇水
期以外でも、ある程度積み上がってくれば施工
は可能かというふうに認識しておりますので、
余裕工期をとった場合でも、十分施工は可能と
いうことで判断しているところでございます。

○委員（山本幸廣君） 契約で角田課長にちょ
っと伺いますが、不調になった理由の分析はさ
れておられますか。それを示してください。な
ぜ不調になったのか。

○契約検査課長（角田浩二君） 不調になりま
した原因につきましては、やはり、先ほども御
説明をさせていただきましたとおり、復旧・復
興の工事で進めておりますことから、それから
工事の発注件数、多くなっております。技術者
等の配置、そういうところに課題があり、不調
になったものと、今、考えております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） そこでですね、角田課

長に、これはお願いもあるんですけども、今の
技術者というのが、もう本当に、八代市内の業
者さん見てもですね、大変技術者が少ないと。
なぜ技術者が少ないのかなということで私も大
変分析をしてですね、それはもう工業高校はじ
め工業大学あるわけですね。そういうような
中、なかなか技術者が来ないと。それとまた、
作業員は大変少ないと。

そういう状況を、やっぱし役所としてもある
程度分析をした中で、やはりその間をあけて入
札をする、時期を見るということを今後考えて
いかなければですね、やっぱしこういうような
不調が終わる。不調が終わると、私たちからす
れば、ある程度まけて予定額を上げないかなと
いうような、こういうふうな気持ちを持つわけ
ですね。

そうなった時には、やっぱし、財政的にはど
んどんどんやっぱし厳しい状態の中での、
こういうやっぱし、単独の事業であるわけです
ので、まあ、建設業界も含めてですね、技術者
の育成、そしてまた、後継者の、まずは技術者
の育成とかですね、これはひとつお願いしてい
ただきたいという気持ちがいっぱいです。そ
の不調になったのもそういう理由ということ、
その理由を分析したならば、結果的にどうい
うことかということをやっぱ建設業界あたりにお
願いをするという形をとっていただきたいと思います
が、いかがですかね。

○契約検査課長（角田浩二君） 今お話し
いただきましたとおり、やはり人材というのが大事
になってくるかと思っておりますので、関係団体の皆
様ともお話をさせていただきながら進めさせて
いただこうと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 結構です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません
か。

○委員（古嶋津義君） ちょっと、山本委員に関連になると思いますが、被災状況の写真を見させていただきますと、被災の大きさがよく分かります。また、先ほどお話がありましたように、さきの発注は不調に終わったということでありまして、一日も早い復旧を願っているところであります。

そこで角田契約検査課長にお伺いしますが、今回、応札、3者されたということでありまして、落札率が98.5%というお聞きをいたしました。そこで、応札をされた3者、あと2者の名前をよろしければ。

○契約検査課長（角田浩二君） すいません、改めまして御説明させていただきます。

資料の12ページを御覧いただけますでしょうか。開札及び結果のところを書いてありますとおり、松本土建合資会社様、それと株式会社福岡建設様、それと八代港湾工業株式会社様、3者が入札に参加されております。

○委員（古嶋津義君） 了解をいたしました。一日も早い復興がなりますように期待をしておきます。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、国土交通省で認められた工法で工期が短縮できるという。素人目にちょっと分からないんですが、分かりやすく説明して。どういう工法で短縮できるのか。

○坂本支所災害復旧課長（一美晋策君） こちらの補強土壁というのがですね、普通の擁壁の後ろにストリップという金の板がついておりまして、それを後ろ、よく締め固めることで、抜けないようにするということで、特に特殊な工法ではございませんけども、よく締固めをすると、前面に水が来ても抜けないというようなことで、テールアルメ工法という一般の土木で使われる工法の、河川の部分でも使える工法ということで、国土交通省のNETISという部分

に承認されて、一定期間過ぎますと、それ、もう登録が外れますので、今はもう登録は外れておりますけども、一応、国土交通省でも認められた工法ということになっております。

今申し上げたように、擁壁の後ろにストリップという板がついて、それで後ろを押さえ込むことによって倒れていかないという工法で、今回、施行を予定しております。

○委員（橋本幸一君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、先ほど技術者の配置ができなかったということで説明いただきましたけど、技術者というのは、どういう資格を持っていらっしゃる方を技術者ということでおっしゃっているのでしょうか。

あと、以前、熊本地震の復興のときだったでしょうか、現場を掛け持ちでもって構わないというような条件を付しているようなところもあったと思うんですけど、現在そのところが、どういうふうな考え方といいますか整理になっているのか、そこもお聞かせいただいていいでしょうか。

○契約検査課長補佐（高田裕樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課の高田です。よろしく願いいたします。

委員お尋ねの件なんですけども、今回の資料の11ページのほうに、配置予定技術者に関する事項ということで、中頃のところに記載しております。

資格等ということで、土木一式工事に關し、国家資格を有する主任技術者、または土木一式工事に係る監理技術者となる資格を有する者を本工事に専任で配置すること。ということになっておりまして、建設業法上、現在ですが、4000万円以上の工事に関しては、工事の1工

事ごとに専任という形をとらせていただいております。それ以下の工事であれば、おっしゃられるとおり、複数の現場を兼任できるということになっていますので、今回ちょっと専任という形でちょっと、技術者の件が一部制約がなつとということになっております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第77号・村平橋災害復旧工事（R2災第4628号）に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部は御退室願います。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） 以上で、付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書並びに委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前10時31分 小会）

（午前10時32分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

◎所管事務調査

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査（坂本支所等整備に係る進捗状況について）

○委員長（上村哲三君） 次に、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本件について1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

それでは、坂本支所等整備に係る進捗状況について説明をお願いします。

○復興整備課長（坂井宏全君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興整備課、坂井でございます。よろしく願いいたします。

本日は、坂本町復興計画に示されました復興推進に係る重点8項目の具体的な取組の中より、坂本支所等の整備に係る進捗状況に関しまして御報告をさせていただきます。

着座の上、御説明してよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○復興整備課長（坂井宏全君） それでは、資料の1ページを御覧ください。

かさ上げ工事などの整備を行う坂本支所周辺整備の計画状況を、施行者区分ごとに色分けをしてお示したものです。図の下の方が球磨川で、右側が上流、左側が下流となります。また、青いエリアの中ほどを右から左下へ太い線で走っていますが、現在の県道中津道八代線となります。

それでは、まず、左端のピンク色で示しましたエリア、こちらは、これより下流側は河川事業として国土交通省八代河川国道事務所が整備

を行われる部分です。宅地かさ上げと、県道中津道八代線のかさ上げなどが予定されております。本年度は、宅地かさ上げ、それと、それに伴います迂回路の設置に着手をされると伺っております。

続いて、緑色で示したエリア、こちらは本年4月に国と調印を行いました河川防災ステーションが整備される部分となります。整備は、国土交通省八代河川国道事務所が行われます。

資料右下に計画平面図を示しておりますが、災害発生時の応急復旧に使用される土砂や岩砕が備蓄される計画となっております。そのほか、ヘリポートや駐車場が併せて整備されることとなっております。

本年度は、用地取得に係る準備・調査などが行われると伺っております。

次に、中央付近の黄色で示したエリアです。現在工事が進められています新しい坂本橋への接続道路の部分となります。国土交通省八代復興事務所で整備が行われます。

最後に、青色で示したエリア、市が整備を行う部分となります。まず、県道中津道八代線を川側へ付け替えることで、県道より山側に支所用地を確保いたします。

そのほか、支所用地のかさ上げ造成、また、支所の建設を行っていきます。

本年度で用地買収をほぼ終えまして、これから付け替える県道の路体築造工事、支所用地の一部造成工事を予定しております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

市が行う支所周辺の整備につきまして、工事の進行ステップをお示しております。赤色で示しているのが県道中津道八代線の付け替え道路に係る部分です。右下に枠囲みをしておりますが、まずは、1の①の2、路体の整備と迂回路設置から取りかかることとしております。

ここで資料3ページを御覧ください。

県道の付け替えに当たりまして、現道部分の通行を確保しながら工事を進める必要がありますので、上流下流の2か所に、黄色で着色をしていますように、J R軌道敷などを活用して迂回路を設置し、通行止めをすることなく工事を進めてまいります。施工区間は400メートルほどとなります。

では、2ページにお戻りください。

支所用地の造成工事は、3つのエリアに分けて行なってまいります。

まずは青色で示したエリアから開始をし、現道付け替え工事の進み具合に応じて、緑色のエリア、オレンジ色のエリアと順次造成を行ってまいります。なお、右側のピンク色のエリアは、八代消防署坂本分署が整備される部分となります。

続いて4ページを御覧ください。ただいま説明いたしました、整備が完了したところの完成イメージ図となります。基本計画策定時に作成した図であり、建物の規模や形状は、今後少々変わってくると考えられますが、復旧する支所周辺の整備イメージは御理解いただけるものかと思えます。

資料の5ページを御覧ください。同じ敷地内に整備される坂本支所、坂本駐在所、災害公営住宅の配置計画図となります。

支所はまち機能を集約するとの基本方針から、コミュニティセンターや医療等活用スペース、八代森林組合南部支所、八代市商工会坂本支所が入る複合施設となります。また、資料には示しておりませんが、左側の駐車場の横、紙の外のほうに出てしまいますが、坂本郵便局が再建される計画となっております。

資料の6ページを御覧ください。複合施設となる坂本支所建物内の配置図となります。下が1階、上が2階となります。

建物は2階建てとの方針が決定されており、基本設計を進める上で関係団体などの皆さんと

協議を重ね、また、福祉団体などの皆さんの御意見を伺いながら、おおよそ合意を得られたものとなります。

黄色の部分が支所機能のエリア、ピンク色の部分がコミュニティセンター機能のエリア、青色のエリアは医療等活用スペース、緑色のエリアは森林組合、商工会が入る部分となります。なお白抜きのエリアは、共用スペースとなっております。

基本設計を受けて、これから詳細設計を進めてまいりますので、次の機会には外観やその他詳しい内容などを御報告できるのではないかと考えております。

最後に、資料 7 ページを御覧ください。前回、令和 4 年 1 2 月 1 2 日の本特別委員会へ、年度ごとの進捗状況を御報告した資料を更新したものととなります。

令和 5 年度は、四半期ごとに細分化して示しております。赤枠の帯は、本年度実施の取組であり、グレーに着色した帯は既に取組が完了したものととなります。

令和 7 年 1 2 月の坂本支所完成の目標に向けて、今後、各種工事が本格化してまいります。

以上、坂本町復興計画に示されました、復興推進に係る重点 8 項目の具体的な取組の中より、坂本支所等整備に係る進捗状況に関しての御報告を終わります。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について何か質疑、御意見等がありませんか。

○委員（橋本幸一君） 私、造成、かさ上げ工事については、このエリア全体が国土交通省の工事でされるのかなと思ったら、そうじゃないみたいですね。結局、市の分は市で行うと。やっぱ、そういうことに間違いなかったですね。

○復興整備課長（坂井宏全君） 坂本支所の用地に関しましては、国が行うべき、河川事業で行うべきかさ上げを、市がかわりに行うと。

○委員（橋本幸一君） 代行ですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） はい、代行して行います。国は計画堤防高ぐらいまでしかかさ上げしませんので、それにプラスして市が追加してかさ上げを行う。

○委員（橋本幸一君） その分は市の負担ということ。

○復興整備課長（坂井宏全君） そうですね、最終的には国のほうと、その負担割合というのは、今後協議をしていかないといけないと思いますが、市のほうでかさ上げを行います。

○委員（橋本幸一君） じゃ、もう、国土交通省が示したラインまでは国土交通省でやれということに理解してよろしいですね。

○復興整備課長（坂井宏全君） そうですね。負担分は、国のほうが負担されるということです。

○委員（橋本幸一君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 橋本委員の、今、確認をされた部分で、パース図で見た場合に、イメージ図というのが 4 ページにありますよね。これでいくと、何か見た目、盛土といいますかかさ上げになっていないように見えるんですけど、今の説明の部分が、どこまでが国の部分で、それから、増す部分が市の部分という、その辺り、どう理解すればよろしいですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 大倉委員から御質問がございましたパース図をもとに御説明をしたいと思います。

付け替える県道中津道八代線が右から左へと走っていると思いますが、この山側、この県道より山側を支所用地として、市が、国が行うべき河川事業の部分を含めてかさ上げを行います。

県道より川側ですね、先ほども御説明しました河川防災ステーションのエリアになりますの

で、こちらは国のほうがかさ上げを行われて、計画堤防高までかさ上げを行われて、その上に、河川防災ステーションとして土砂と岩砕を備蓄される計画となっております。

あと、この、緑地化されているかと思いますが、こちらは、本定例会の谷口徹議員の一般質問に市長が答えられましたが、市民の憩いの広場として整備を行うという方針を示されたので、この緑地化は市のほうで、土砂の上に泥を引いて整備を行っていくということになろうかと思いますが。具体的な方法等は、今後、協議をしながら詰めていくことになろうかと思います。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 確認ですけども、河川の、緑地となっている部分が、国のほうがもうかさ上げをされるレベルの部分で、高さという形になるんですかね。

で、ちょっと先のほうの黄色で囲ってある部分が、市がやられる部分なのか、その辺りをもう1回確認させてもらっていいですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 支所周辺の部分でいきますと、現地盤高から計画堤防高まで約1メートル、これが国が行われる、河川事業として行われるかさ上げとなります。このかさ上げを、県道より山側は市が代わって行くと。県道より川側は国が行われると。それは、計画堤防高までの河川事業としてですね。

その上に、県道より川側はその上に、国が河川防災ステーションとして土砂等を備蓄されます。大体、土砂等の厚みとして0.7メートルという計画が示されてはおります。

その計画堤防高より約1.2メートルほど、県道をかさ上げを行います。こちらは市でかさ上げを行います。

その県道より約1メートル高く、支所をかさ上げをいたします。支所用地ですね。黄色で示した部分、囲んだ部分が支所用地になりますの

で、そこは県道より約1メートル高くなると。その上に支所を建てるということになります。

○委員長（上村哲三君） 大倉委員、いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員（橋本幸一君） 大体イメージとして分かりましたが、消防署ですね、消防署の支所の、広域行政事務組合が入ってるもんですが、あそこもかさ上げの部分の工事があったんですが、今の説明からすると、これから見ると黄色い線で囲ってないから、その辺については現況高で理解してよろしいんですか。

○復興整備課復興整備係長（米田 真君） 今、橋本委員の、まずは坂本分署の造成工事についてということで、こちらにつきましては、本市ではなくて広域行政事務組合のほうで造成をされるという形になります。

○委員（橋本幸一君） そうでしょう。恐らく、市からも、それがしこの負担金が、多分、入っていくと思うんですが、原則として、建設部局については、それについてのアドバイスとか、その辺は全然まだ行ってないわけですね、今の段階ではですね。

○復興整備課復興整備係長（米田 真君） 今、御質問の造成の部分につきましても、我々と消防のほうでやり取りをしながら、整備のほうは進めさせていただいているというところになります。

実際の用地自体もですね、支所用地と同レベルの形をとらせていただくような協議をしているところでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） ちょっと関連するんですけど、このイメージ図ですね、それから見ると、消防署ができるところから右側、藤本地区寄りですかね、あっちのほうは、たしかあの道路が、前の坂本駅のところから藤本に行くとき

には、ぐっと道路が下がって上がっていったはずなんです。ここの道路のこのへこみちゅうのは、どうなんですか。この図ではちょっと分からないんですよ。

それをすると、消防署ができたとしても、当然、その道路に出るには、急坂を下っていったりするような形になるように感じるんですけど、そこらあたりはどうなるんですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 資料の２ページを御覧いただきたいと思います。

赤で示しました、県道中津道八代線の付け替え、この一番右端が、今、御質問がございました県道部分になるかと思っています。こちらですね、赤で示しておりますが、支所のところで約２メートルほど県道がかさ上げされますので、そのレベルで坂本分署まで持って行って、徐々に。上流側は、国土交通省の復興事務所のほうでかさ上げをしてこられますので、そちらとうまくすり付けて、高低差があまりないように持っていくということになろうかと思っています。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（増田一喜君） 今の説明であれば、ほぼ高さが同じぐらいになるというふうに理解はできるんですけども、できればもう、全然段差がないような形で完了できるようにお願いしておきたいと思います。救急車両が出ていきますからですね、安全に出れるように十分配慮していただきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 先ほど来、説明があつて、支所のイメージのパスを、ちょっと先ほど大倉委員からも質問があつたわけですけども、今回の災害というのは、一級河川の球磨川が氾濫した結果なんですよ。それを何で、造成についてですよ、国がしないんですかね。当初の打合せのときには、どういうふうな打合せをしたんですかね。そこが一番、私は気にかかってならないんですけどもね。先ほど来、橋本

委員からも質問があつたんですけども、この黄色い部分のところの、市がせないかんとか、前の中津道線から先は市がせないかんとか、そういうのを、何か腑に落ちないといえ腑に落ちないんですけども、それはもう一級河川が氾濫したら、もう造成、かさ上げというのは、これまでには国がするのが当たり前で、その上に建てるのは、市の敷地内の中で建物をどうするかということで、市が検討していかないかん。

県道についても、やっぱ県がやっぱするわけですから、県も協議したと思うんですよ。今の意見も増田委員から質問があつたんですけども、あの坂道なんかそれはもう国がするのが当たり前なんですよ。そういうふうに思いましたし、あとは、今、先ほど来、パスの中で緑のところ見をいただければ、ここも市がせにゃいかんという。

どんなに。ある程度、国がですね、事業として、河川公園とかですね、国が、私、してもらいたいと思うんですね。していかないかん、してもらわないかんし、してやらないかんですね、地方自治体に。と思うんですけども、それを言ったって、もう大体イメージ、パスは出来ておりますけん、今までの交渉の中で出来ておりますけん、何も言うとはないんですけども、もともとが大体私は、スタートが納得できないようなスタートしとるもんですから、それはもう首長あたりの、いろんな話合いの結果だと思うんですけども、このパス見たばかりでは、じゃ、これ、何メートルぐらい、今のヘリポートのところまで、何メートルですか、河川から。河川から何メートルですか、ヘリポートまで。

○復興整備課長（坂井宏全君） ただいまの御質問ですが、確かに、こちらは一体的に令和２年７月豪雨で被災をしております。よって、国のほうで、計画堤防高までのかさ上げは国が行われます。それ以上に、支所の用地を２メートル

ル高くするというのは、八代市が独自に、任意でやる工事なものですから、そこを国にやってくれというのは、国はまず受けられません。

ですので、協議を続けてくる中でも、早期の支所の再建を進めてくれという、地元から強い要望もございましたので、そこは市が一体的に、国のかさ上げ部分も、県道より山側は行うということで、早い再建ができるかなというところでは考えております。

それと、最後におっしゃいました、緑地部分、ヘリポート部分まで河川からどれくらいあるかというのは、ちょっと資料のほうがございますので、そこはまた後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○委員（山本幸廣君） 今の説明の中でも納得できないのは、ヘリの部分としてはですね、きちっとした、やっぱし国なり、はっきり言うてから、あちらヘリは、ヘリポートの整備するんでしょう。ヘリポートは市はしないんでしょう。それは当たり前ですもんね。

だから、緑地も一緒ですけども、私は思うんですけども、もともとが、なぜうちがコミュニティセンターを2メートル上げないのかと。危険があるから上げるという状況なのか、何で上げるのかという、それだけ危険があったら、もともと土台は国が上げてやらないかんわけですよ、もともとが。できませんという、課長がそういうの答弁ならですよ、説明ならですよ、何でまちっと上げなかったのかということになるわけですよ。

うちとしては、やっぱり危険性があるからでしょう。コミュニティセンターだけ上げて、その図、このパースの中で、ずっと建物が建つとるじゃなかですか。建物のところも上げにゃいかんわけですよ、コミュニティセンターばかりじゃなくしてから。市の建物ならば。当たり前でしょう。

というふうに私は思いますので。もう、今言

ったって何もならんばってんが。

○委員長（上村哲三君） 御答弁ありますか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 支所の高さを現地盤から約3メートル程度をかさ上げするというのは、令和2年7月豪雨の痕跡水位より高く、支所を高いところに建設するという方針がありましたので、その高いところを目指して、約3メートル、支所はかさ上げすると。

これは、どうしても八代市の都合のお話でありまして、これを国のほうに、工事をそこまで上げてくれというのは、国のほうではちょっと、まず、受けられないかなというところで、お話をさせていただきました。

○委員（山本幸廣君） 課長ですね、受けられないという考え方の中で、大体、国がそれをせないかんわけよ、国が考えにゃいかんわけたい。うちから考えてくださいというその提案というのは、受け入れんですよ、それは。今のような説明の中では。

もともとが、こういう一級河川でこれ災害が起きたわけだから。それにやっぱ、その水位というのは、これだけ、もう予想したんじゃないか、ずっと、説明会の中で。で、今の中で3メートル上げるとなったときには、なぜ上げるのかとなったときには、やっぱし危険性があるというふうな状況で、市の単独でかさ上げをするということでしょうが。ということでしょう。それを国に、と。国に、いや何も私は、もともとのお話ばしよっとだけん。もともとが、もう少しかさ上げとけば、あと3メートルぐらい上げておけば、何のこたなかじゃなつか、ということなんです、結論は。それを国に言うたって、それはもう課長の言うごとですよ。今さらジローのごたる話ばしたってあかんわけだから。ということですよ。

○復興整備課長（坂井宏全君） 御説明がまずくて申し訳ございません。

国のほうではですね、緊急治水対策プロジェ

クトということで、河道の掘削、それと護岸の整備あたりを行っていらっしゃる。それを行った上で、上流の、川辺川ダムが完成すると、球磨川の治水対策も完了というところで、その治水対策が完了した場合、計画堤防高までかさ上げすれば安全は確保できる、という国の方針、見解がございます。

ですから、国はもうその計画堤防高までしかかさ上げは行われません。その上に追加してかさ上げするというのは、そこはもう自治体の考え方次第かなというふうに。

○委員（山本幸廣君） よく理解するんですよ、それは。国の考えと市の考えと県の考えは違うわけですから。国がそういう考えをもともととしかないかんということですよ、私から言わせれば。

それとですね、今、緑の部分のこの水辺の公園、分かりませんが、何か仮称なんかつけておられると思うんですけども、ここら辺りは、負担率はどうなんですか。補助率は何％。市の単独事業、考えておられますか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 申し訳ございません。ここはですね、今後、取組を進めていこうかと思っております。まだ河川防災ステーションの国の設計ができておりませんので、その設計を見た上で、どのような手法がとれるのかというのを検討していかないといけないと思っております。

○委員（山本幸廣君） そういうところで、ぜひとも努力していただきたいのは、河川の緑地等についての国の補助。どういう補助があるのかというのをすぐ探してください。そして、その補助率と、そして単独でどれだけの予算化をするかということで進めていただきたい、という要望をしておきます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で、坂本支所整備等に係る進捗状況を終了します。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） その他、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、所管事務ということで委員長からありますので、よろしければ、今のような説明いただきましたので、いつか管内調査で、周辺整備の状況等を入れていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で、令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の特定事件であります令和2年7月豪雨災害に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外調査について協議のため、しばらく小会いたします。

（午前11時02分 小会）

（午前11時03分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和5年11月8日から10日までの3日間、令和2年7月豪雨に関する諸問

題の調査のため、広島県広島市、愛媛県松山市、岡山県倉敷市へ管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、令和２年７月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

（午前１１時０５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和５年９月２５日

令和２年７月豪雨に関する特別委員会
委員長